

## 公示

### 令和 7 年度スマート林業推進技術者育成事業の委託先の公募について

林野庁では、令和 7 年度スマート林業推進技術者育成事業について、実施者を公募します。本事業の受託を希望される方は、下記に従い御応募ください。

なお、本公募は令和 7 年度予算案に基づき行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更があり得ることに御留意願います。

## 記

### 第 1 事業名

令和 7 年度スマート林業推進技術者育成事業

### 第 2 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全てに該当する者としします。

- 1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者  
なお、本事業に応募する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当します。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者
- 3 令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していること。
- 4 契約締結日までの間において、林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ）による参加も可とする。この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下、「構成員」という。）の全てからの同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業の係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続きを行うものとする。  
また、代表者及び構成員は、上記 1 から 4 の要件に適合している必要がある。  
なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
  - ① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記第 10 に提出すること。
  - ② 規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

### 第 3 予算額（契約限度額）

本事業についての予算額（契約限度額）は、以下のとおりとします。

¥ 3 0, 5 4 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（ただし、予定価格とは異なります。）

### 第 4 契約期間

本事業の契約期間は契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までとします。

なお、契約については、国と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第締結します。

## 第5 契約候補者の選定方法

「令和7年度スマート林業推進技術者育成事業応募要領」（以下「応募要領」という。）に基づき、提出された企画書等において審査を行い、契約候補者を選定します。

## 第6 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所

- 1 場 所 林野庁森林整備部研究指導課育種班（農林水産省別館7階 ドアN0.別703）  
電話番号 03(3502)5721
- 2 日 時 令和7年2月10日（月）～令和7年3月18日（火）（ただし、行政機関の休日を除く。） 午前10時～午後5時（ただし正午～午後1時を除く。）

## 第7 応募に係る説明会の開催について

本事業に関する説明会への出席を希望する者は、応募要領第6の「応募に係る説明会の開催について」を御参照ください。

日時：令和7年2月20日（木）午前10時～午前12時

場所：林野庁南会議室（農林水産省別館7階 ドアNo.別707-1）

## 第8 企画提案書等の提出に関する事項

企画提案書等については、応募要領第10の企画提案書及びその他の書類等の提出期限・提出先・提出部数を参照の上、提出してください。

提出期日：令和7年3月21日（金）午後5時まで

## 第9 その他

本公示に記載のない事項については、応募要領によるものとしますので、必要に応じ第10の問い合わせ先に照会してください。

## 第10 問合せ先

〒100-8952

東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁森林整備部研究指導課（農林水産省別館7階、ドアNo.別703）

電 話：03(3502)5721

担当者：課長補佐 萩原 和子 評価係長 守屋 徹郎

以上、公示する。

令和7年2月10日

支出負担行為担当官

林野庁長官 青山 豊久

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ

（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf)）をご覧ください。

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。